

政 法 第 2 7 0 4 号
答 申 第 4 5 6 号
平成28年11月16日

千葉県教育委員会教育長
内藤 敏也 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年10月14日付け教財第1042号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第558号

平成26年9月10日付けで異議申立人から提起された、平成26年8月14日付け教財第733号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

平成26年7月16日付けで異議申立人は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、行政文書開示請求を行った。

2 請求内容

「高等学校等就学支援金制度に係って、就学支援金申請者数、支給決定者数が判明する文書（2014年度当初分）」

3 特定した対象文書

実施機関は「平成26年度 就学支援金申請（4から6月分）集計」（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関による決定

平成26年8月14日付け教財第733号による行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、平成26年9月10日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）本件決定の瑕疵について

本件決定通知書は、杜撰なもので、「開示しない部分及び開示しない理由」欄には、「別紙のとおり」と記載しておきながら、同欄には「[開示しない部分：人数（2・6号）。割合（2・6号）]。』との記載がある。

また、本件対象文書には、「人数」欄と「%」欄があるものの、その

一部は開示されている。その一方で、「開示しない部分」に記載がない、「非課税世帯」、「生活保護世帯」、「海外在住、施設入所等」の欄が開示されていない。

また、別紙に記載された「開示しない理由」は、異議申立人にはまったく理解できない文章であり、明らかにおかしい部分があるが、便宜上、始めから順に3つに分けると以下のようなになる。

ア 人数等は、各学校に通う生徒の属する世帯に係る所得状況という当該学校の属性に係る情報であって、当該学校に通う生徒の世帯所得に係る情報であるから、当該個々の生徒及びその世帯員に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため。

イ 人数等は、各学校に通う生徒の属する世帯に係る所得状況という当該学校の属性に係る情報であって、当該学校に通う生徒の世帯所得に係る機微な情報であり、たとえ、特定個人を識別することができない場合であっても、公にすることにより、当該生徒及びその世帯員の権利利害を害するおそれがある情報であるため。

ウ 人数等は各学校における生徒の世帯の経済状況の一部を示す情報であって、公にすることにより、各学校の不当な序列化が行われるおそれがあり、生徒の学習意欲の低下や、志願者の減少など、学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

これらの理由では、上記アで「特定の個人を識別することができる情報である」から開示しないとしている一方、上記イでは「たとえ、特定個人を識別することができない場合」であっても開示しないとされており、これらの理由は明らかに矛盾している。また、「人数等」とは何か、「学校の属性」とは何か、「人数等」がなぜ「個々の生徒及びその世帯員に関する情報」なのか、「人数等」がなぜ「特定個人を識別することができる情報なのか」等々、上記アの部分だけでも不明な点多すぎる。

これらの点の一部について、実施機関職員から説明があり、①「人数等」とは、人数及び割合であり、非課税世帯、生活保護世帯及び海外在住、施設入所等の欄にも人数が記録されている、②本件対象文書の開示しない部分には上記アを理由とする部分と、上記イを理由とする部分がある、③「人数等」が「特定個人を識別することができる情報」であるということについては、情報公開法の逐条解説（以下「逐条解説」という。）を参照した、とのことであった。

本件決定の理由付記については、千葉県情報公開条例解釈運用基準第12条【解釈及び運用】3（1）に照らして、「どの部分（情報）がどの不開示条項に該当するのか、及び具体的な不開示の理由を明らかに」

しておらず、瑕疵があると言わざるを得ない。

また、平成4年12月10日最高裁判所第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）において、情報公開における開示しない理由付記の程度について、開示請求者が条例所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、後日、実施機関の補助職員によって開示請求者に非開示理由の説明がなされたとしても、これをもって付記理由不備の瑕疵が治癒されたとはいえない旨判示している。

これに照らしても、本件決定に係る理由付記は「開示請求者（異議申立人）において」とうてい「了知し得るもの」ではなく、異議申立てに支障をきたしているものであるため、本件決定は理由付記に瑕疵があり、取消を免れない。

（2）条例第8条第2号該当性について

逐条解説には「識別可能性の判断に当たっては、厳密には特定の個人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個人に不利益を及ぼすおそれがあり…、個人識別性を認める場合があり得る。」と記載されている。

この記述の「厳密には特定の個人を識別することができる情報ではないが」という部分は、集団として数人程度の場合を想定していると解される。本件決定における県立高等学校の第1学年生徒の集団は（定時制の一部を除けば）数十人から数百人であり、個人識別性を認める場合とは考えられない。

（3）条例第8条第6号該当性について

本件に類似した情報である授業料減免者の開示については、異議申立人の請求に対し、2006年度の授業料減免者数及び未納者数（月別）が開示された事例があり、また、〇〇〇氏が「授業料減免報告書（平成19年3月）」を入手したとの報告がある。

このように、「過去に各学校に通う生徒の属する世帯に係る所得状況に係る情報」が開示された例がある。そして、その後、「当該生徒及びその世帯員の権利利害を害」したとか、「学校運営の適正な遂行に支障を及ぼ」したという報告は聞かないため、そのようなおそれはなく、「人数等」及び「割合」は条例第8条第6号に該当しない。

（4）条例第8条第2号及び第6号の適用について

本件にも見られるが、ここ数年、条例第8条第2号本文後半を理由として、情報を開示しない場合が目につく。しかし、上記（3）で述べたとおり、具体的なおそれがないものや、当該情報の重要性とその識別の

程度の比較から明らかに拡大解釈と思われるものが多すぎる。条例第8条第2号本文後半を適用する情報については、千葉県情報公開条例解釈運用基準に例示がなされている。

また、異議申立人は平成2年3月14日福岡地方裁判所判決（昭和63年（行ウ）第2号）を実施機関職員に紹介し、本件対象文書は条例第8条第6号には該当しない旨の示唆を行った。

当該判決において、中途退学者や原級留置者の人数の公開について、開示されたとしても、教育行政に著しい支障を生ずることはなく、むしろ、教育行政に地域住民・父母等の教育への参加を促すという積極的効果を生ずるものであるため、当該情報を開示することで、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められず、開示すべき旨判示されており、上記2（1）ウの主張がいかにか恥ずかしい主張であるか確認されたい。

3 意見書の要旨

（1）異議申立人は、平成27年1月6日付け意見書で、本件対象文書に記載された数字は個人に関する情報ではなく、特定の個人を識別できる情報でもないと主張し、また、実施機関の理由説明書における説明が支離滅裂である旨主張している。さらに、以前開示された「平成18年度授業料減免者数」という文書を添付した上で、実施機関の理由によれば、当該文書においても「当該学校の保護者は」〇〇%の確率で年収〇〇〇万円に満たない、「と推測されてしまう」ことに変わりはないと主張している。

（2）異議申立人は、平成27年1月20日付け意見書で、本件対象文書中、千葉大宮高等学校に係る適合者、不適合者及び未申請者の数字（人数及び%）は開示されているが、開示から5ヶ月を経た現在において、当該生徒及びその世帯員の権利利益を害したことはなく、各学校の不当な序列化が行われ、学校運営の適正な遂行に支障を及ぼしたこともないため、当該情報は条例第8条第6号に該当しないと主張している。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件対象文書について

（1）本件対象文書の内容について

本件対象文書は、平成26年度4月分から6月分までの期間における就学支援金に係る申請についての集計表である。具体的には次に掲げる6つの集計表から構成される。

①全日制学校別集計表

- ②定時制学校別集計表
- ③通信制集計表
- ④県立高等学校集計表
- ⑤市立高等学校別集計表
- ⑥全体集計表

それぞれの課程に係る学校別の在籍生徒数、適合者の人数及び在籍生徒数に対する適合者の人数の割合（％）、不適合者の人数及び在籍生徒数に対する不適合者の人数の割合（％）、未申請者の人数及び在籍生徒数に対する未申請者の人数の割合（％）、原級留置等の数、非課税世帯の数、生活保護世帯の数並びに海外在住・施設入所等の数についての集計表となっている。

(2) 本件不開示情報について

本件決定において不開示とした情報は、通信制高等学校を除く各県立高等学校及び各市立高等学校別の適合者の人数及び在籍生徒数に対する適合者の人数の割合、未申請者の人数及び在籍生徒数に対する未申請者の人数の割合、非課税世帯の数、生活保護世帯の数並びに海外在住・施設入所等の数である。

また、定時制高等学校の合計欄に記載の非課税世帯の数、生活保護世帯の数及び海外在住・施設入所等の数も同様に不開示としている。

(3) 高等学校等就学支援金制度（以下「就学支援金制度」という。）について

就学支援金制度とは、高等学校等の生徒等が授業料に充てるため、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき、受給資格を有することについての認定を申請し、認定を受けた者に対し就学支援金を支給する制度とされるが、保護者等の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者には支給しない旨が、受給資格のひとつとして定められている（同法第3条第2項第3号）。ここで、保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者とは、当該保護者等の市町村民税所得割の額が30万4200円以上であるものとされる（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項）。市町村民税所得割の額が30万4200円とは、年収910万円程度と概算されている。

実施機関では、就学支援金の受給資格の認定及び支給に関する事務を県立高等学校の校長に委任しているが、各県立高等学校では、受給資格

認定申請に係る事務処理後、申請者一覧表を作成し、財務施設課に送付している。

また、市立高等学校における受給資格の認定等の事務は、実施機関で処理している。

(4) 本件対象文書における表の項目について

ア 適合者等について

本件対象文書にいう適合者とは、就学支援金受給資格認定の申請を行った者のうち、認定をされた者のことであり、不適合者とは、当該申請を行った者のうち、認定されなかった者のことである。また、未申請者とは受給資格認定の申請を行っていない者のことであり、概ね、受給資格を有さない者が該当する。

イ 原級留置等について

原級留置とは県立高等学校管理規則（昭和54年千葉県教育委員会規則第1号）に基づく原級留置処置のことであり、原級留置等により1学年に在籍している者は授業料の徴収が行われず、就学支援金の支給対象とはならないことから、在籍生徒数の確認をするために集計したものである。

ウ 非課税世帯について

非課税世帯の数とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定により市町村民税が非課税である世帯の数であり、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護の扶助を受けている者や前年度の所得金額が所定の金額以下である者等が非課税とされ、例えば、父母と子供一人の給与所得者の世帯では、概ね年収205万円未満が非課税とされる。非課税世帯については、受給資格認定申請における添付書類が異なってくることから、本件対象文書に適合者の人数の内数として集計している。なお、生活保護世帯の数は含めていない。

エ 生活保護世帯について

生活保護世帯とは、生活保護法の規定による保護を受けている世帯のことであり、世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に生活保護を受けることができる。生活保護世帯については、非課税世帯と同様に、受給資格認定申請における添付書類が異なってくることから、本件対象文書に適合者の内数として集計している。

オ 海外在住・施設入所等について

海外在住とは保護者が海外に在住している場合をいい、また、施設入所とは生徒が児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童養護施設等に入所している場合をいう。保護者の特殊事情として、本件対象文書に適合者の人数の内数として集計している。

2 条例第8条第2号該当性について

(1) 条例第8条第2号本文前段該当性について

学校別の適合者及び未申請者の人数及び割合は、当該学校の生徒が、就学支援金の支給を受ける者がどのくらいの割合でいる学校に通っているか、当該学校は他校に比べて就学支援金の支給を受ける者が多いか少ないかを表す情報である。仮に在籍生徒数に対する適合者の人数の割合が100%の学校が存在した場合、当該学校において全ての保護者等の年収は910万円に満たないことが特定されてしまう。

このような個人の収入・所得に関する情報は、当事者にとって通常他人に知られたくないと望む機微に触れる情報である。

本件においては、同号本文前段の「他の情報」を広範に設定し、近親者や友人、同級生、隣近所の者（以下「近親者等」という。）が保有している情報も「他の情報」に含めることとする。そうすると、近親者等では通常知っている情報と学校別集計表を照合することにより、当該学校の生徒が、就学支援金の支給を受ける者がどのくらいの割合でいる学校に通っているのか、また、当該学校は就学支援金の支給を受ける者が他の学校に比べて多いか少ないか、が分かることになる。

よって、学校別集計表の各行に記載された学校別の情報は、同号本文前段に該当する。

(2) 条例第8条第2号本文後段該当性について

上記（1）において、学校別集計表の各行に記載された学校別の情報には個人情報として識別可能性があるとは判断したところであるが、仮に特定の個人を識別することができないと判断される場合について、同号本文後段に該当するか否かについては、以下のとおりである。

ア 学校別の適合者及び未申請者の人数及び割合について

就学支援金の支給においては、上記1（3）のとおり、保護者の年収で910万円程度を基準としているから、当該不開示情報を開示するとある学校には、保護者等の年収が910万円程度未満の世帯がどれくらいの割合で通っているか、また、当該学校は保護者等の年収が910万円未満の保護者等が他の学校に比べて多いか少ないかが判明する。

世帯の収入・所得に関する情報は当事者にとって通常他人に知られたくないと望む機微に触れる情報であるため、これらの情報を開示すると

当該世帯に属する個人の権利利益を害するおそれがあり、当該不開示情報は同号本文後段に該当する。

イ 学校別の非課税世帯数及び生活保護世帯数について

非課税及び生活保護については、上記1(4)ウ及びエのとおり、それぞれ保護者の年収が概ね205万円に満たない場合及び収入が最低生活費に満たない場合(以下「本件条件」という。)に認められるため、当該不開示情報を開示すると、当該学校の生徒が、本件条件の世帯でどれくらいの割合でいるか、また、本件条件の世帯が他の学校に比べて多いか少ないかが判明する。

世帯の収入・所得に関する情報は当事者にとって通常他人に知られたくないと望む機微に触れる情報であるため、これらの情報を開示すると当該世帯に属する個人の権利利益を害するおそれがあり、当該不開示情報は同号本文後段に該当する。

ウ 学校別の生活保護世帯数及び海外在住、施設入所者等の数について

ある生徒が生活保護世帯の者である、又は施設入所している者であるという情報は、当該生徒にとってはその境遇に関する情報であって、当事者にとって通常他人に知られたくないと望む機微に触れる情報である。たとえ、特定の個人を識別することができないとしても、例えば、その同級生が当該情報について不確定的に知っていた場合に、生活保護世帯及び海外在住、施設入所者等の人数を開示することにより確定的に、又はある程度の確度をもって当該生徒について生活保護世帯又は施設入所であることを知ることになり、そのことにより個人の権利利益が害されるおそれがある。よって、当該不開示情報は同号本文後段に該当する。

(3) 条例第8条第2号ただし書該当性について

本件決定において、在籍生徒数、原級留置等の数並びに通信制高等学校の適合者及び未申請者の人数及び割合は、公にされた情報であるから同号ただし書イに該当し、開示しているものである。

その他の不開示情報については、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当しない。

(4) 定時制高等学校の合計欄について

定時制高等学校の合計欄のうち非課税世帯数、生活保護世帯数及び海外在住・施設入所等の数は、定時制における学校別の集計を合計したものであり、当該情報のみでは条例第8条第2号本文に該当しない。

しかし、県立高等学校全体についての集計が県立高等学校の合計欄に記載され、また、県立高等学校における全日制についての集計が全日制

高等学校の合計欄に記載されている。定時制高等学校の合計欄における当該情報を公にした場合、これらの情報に基づいて、通信制の課程における非課税世帯数、生活保護世帯数及び海外在住・施設入所等の数を算出することが可能である。

上記(2)イ及びウで述べたとおり、通信制高等学校の非課税世帯数、生活保護世帯数及び海外在住・施設入所等の数は、同号本文に該当する不開示情報であるから、これを公にしないためには、県立高等学校の合計欄、全日制高等学校の合計欄及び定時制高等学校の合計欄のうちいずれかの当該情報を不開示とする必要があるところ、そのうち定時制高等学校の合計欄について不開示としたものである。

3 条例第8条第6号該当性について

学校別の適合者及び未申請者の人数及び割合並びに非課税世帯及び生活保護世帯の人数は、各学校の保護者等・世帯の収入・所得に関する情報である。これらの情報を公にすると、その保護者等・世帯の収入・所得によって各学校が序列化され、不当な評価が行われてしまう。具体的な世帯の経済状況は、本来、第三者には知り得ない情報であるところ、税務署や市町村で把握している事実に基づくこのような序列化、評価がされた場合、不当な評価を受けた学校の生徒が不公平感や劣等感を抱き、学習意欲が低下したり、不当な評価を受けた学校の志願者が減少したりすることにつながり、当該学校における学校運営の遂行に支障を及ぼすおそれがある。さらには、意欲ある学習環境を提供し、また、各生徒に多様な価値観のもとで学校を選択させようとする県立学校全体における学校運営の遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、当該不開示情報は条例第8条第6号に該当する。

4 その他の異議申立人の主張について

異議申立人は、次に掲げる事項を指摘して本件決定の理由付記に瑕疵がある旨主張している。

(1) 「開示しない部分」に記載されていない「非課税世帯」、「生活保護世帯」、「海外在住・施設入所等」の欄が開示されていない。

本件対象文書における「非課税世帯」、「生活保護世帯」及び「海外在住、施設入所等」の欄のうち、不開示とした部分には、非課税世帯の数、生活保護世帯の数及び海外在住、施設入所等の数が各々記載されているところ、それらの数は該当する生徒の人数であったため、実施機関においては、開示しない部分に「人数」とあらわしたものであり、本件決定に瑕疵があるとは認められない。

(2) 実施機関の不開示理由からすると、本件対象文書の不開示部分を開示すると特定個人を識別できるのか、できないのか。

本件決定については、学校別集計表における学校別の情報は個人情報として識別可能性があるとは判断したところであるが、仮に識別可能性がないと判断される場合についても、条例第8条第2号本文該当性があるか否かについて検討している。

その結果、仮に特定の個人を識別することができない場合であっても、学校別集計表における学校別の適合者の人数及び在籍生徒数に対する適合者の人数の割合（％）、未申請者の人数及び在籍生徒数に対する未申請者の割合（％）、非課税世帯の数、生活保護世帯の数並びに海外在住・施設入所等は「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と認められ、同号本文に該当することから、当該理由についても開示しない理由として通知書に記載したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成26年度4月から6月分に係る就学支援金申請の各県立高等学校及び市立高等学校ごとの集計表であり、在籍生徒、適合者、不適合者、未申請者、原級留置等、非課税世帯、生活保護世帯及び海外在住・施設入所等の人数がそれぞれ記載されている。また、適合者、不適合者及び未申請者については割合も記載されている。

実施機関は通信制高等学校を除く各高等学校の適合者及び未申請者の欄に記載の人数及び割合（以下「適合者数等」という。）並びに各高等学校及び定時制高等学校全体の非課税世帯、生活保護世帯及び海外在住・施設入所等の欄に記載の人数又は世帯数（以下「非課税世帯数等」という。）を条例第8条第2号及び第6号該当として不開示としたところ、異議申立人は当該不開示部分について開示すべき旨主張している。

以下、本件決定の妥当性について検討する。

2 条例第8条第2号該当性について

(1) 適合者数等について

就学支援金の対象となる者は上記第4の1(3)のとおり申請があり、かつ保護者等の年収が約910万円未満である生徒であることから、これらの情報を開示すると、就学支援金支給の適合者である保護者等の年収が約910万円未満である生徒の各学校における人数及び割合が判明する。

保護者等の収入に関する情報については、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であり、これらを公にすると、各学校の生徒の権利利益を害するおそれがあるという実施機関の説明は首肯できる。

よって、適合者数等は、条例第8条第2号本文後段に該当するものと認められる。

(2) 非課税世帯数等について

ア 個人の非課税及び生活保護の認定基準については、第4の1(4)ウ及びエのとおりであり、収入が低い非課税世帯又は生活保護世帯であるという情報は、通常他人に知られたくない、機密性の高い個人の機微に触れる情報であると認められる。

また、各学校の海外在住・施設入所等の数について、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認したところ、上記第4の1(4)オに記載の場合のほか、里親や未成年後見人がいる生徒の数を記載しているとのことであった。これらの生徒の特別な事情に関する情報は、通常他人に知られたくない、機密性の高い個人の機微に触れる情報であると認められる。

イ 非課税世帯数等の数値自体からは、一般には特定の個人を識別することはできないが、当該数値が極めて少数となっている学校も複数存在し、学校関係者等一定範囲の者にとっては、これらの者の既知の情報と照らし合わせることにより、非課税世帯数等に該当する生徒を特定できるおそれがあるといえる。

また、上記アのとおり、非課税世帯等であるという事実は、機密性の高い個人の機微に触れる情報であって、該当する生徒にとって人に知られたくない度合いが強いものであり、非課税世帯等を公にすることにより、前述のように個人が特定されるおそれが存在し、当該生徒に不快感や不安等を及ぼすことも予想され、個人の権利利益を害するおそれがある。

よって、非課税世帯数等は、条例第8条第2号本文後段に該当するものと認められる。

3 条例第8条第6号該当性について

実施機関が開示とした情報は、上記2のとおり条例第8条第2号に該当するため、同条第6号該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

4 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、実施機関の決定は妥当である。

6 附言

- (1) 異議申立人は、本件決定における理由の記載に瑕疵があり、本件決定は取り消しを免れない旨主張している。

当審査会が本件決定通知書及び本件対象文書を見分したところ、本件決定通知書に「[開示しない部分:人数(2・6号)。割合(2・6号)。]」と記載があり、本件対象文書においては、適合者、未申請者、非課税世帯、生活保護世帯及び海外在住・施設入所等の欄に記載の人数及び割合の一部が不開示とされていることが確認された。

本件決定においては、不開示となった各欄の名称から不開示とされている内容が推測できるため、理由の記載に瑕疵があるとまではいえない。しかし、行政文書部分開示決定及び行政文書不開示決定における開示しない部分及び開示しない理由の記載については、開示請求者が不開示情報の記載されている位置及び不開示とした理由を一読して理解できる程度に記載すべきであり、本件決定においては「開示しない部分」に各欄の名称を記載すべきであった。今後実施機関においては、適切な事務処理に努められたい。

- (2) 実施機関によれば、非課税世帯、生活保護世帯及び海外在住・施設入所等の数の合計欄については、全県立高等学校のそれぞれの合計から全日制高等学校、定時制高等学校の分を差し引くと、1校しかない通信制高等学校のそれらの数が判明するため、あえて定時制高等学校のそれらの合計欄のみ不開示にしたとのことである。

他の情報と照合することで本来不開示とすべき情報が開示されたと同様の効果が生ずる場合には、それら他の情報はすべて不開示とすべきであり、任意に開示部分を選別する必要はない。本件対象文書であれば、全日制高等学校のそれらの合計欄も不開示とすべきであった。

実施機関は、恣意的な判断をすることなく合理的な判断を行うよう努められたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年10月14日	諮問書の受理
平成26年11月21日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年1月8日	異議申立人の意見書の受理
平成27年1月22日	異議申立人の意見書の受理
平成28年7月25日	審議
平成28年9月26日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
下 井 康 史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
日 名 子 暁	弁護士	
湊 弘 美	弁護士	

(五十音順)